

山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項

(平成22年10月26日制定 図書第7001-4号)

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程第12条の規定に基づき、山梨県立大学学術機関リポジトリに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 山梨県立大学（以下「本学」という。）は、山梨県立大学オープンアクセス方針並びに山梨県立大学研究データ管理・公開ポリシーに基づき、本学の教育研究成果を、保存・蓄積、発信・提供し、もって教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすため、学術機関リポジトリを構築する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育研究成果 教育・研究・社会貢献等の活動成果であって、学術的に意義のあるもの
- (2) 学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。） 本学の教育研究成果を、電子計算機を利用して、恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステム
- (3) 登録 リポジトリに教育研究成果を保存すること

(リポジトリの管理運営)

第4条 リポジトリの管理運営は、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）において行う。

2 リポジトリの管理運営に関する必要な事項は、図書館運営委員会で審議する。

(登録者)

第5条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある、役員、教職員および大学院生で、次条に掲げる教育研究成果を作成した者
- (2) 前号に掲げる者のほか、図書館長が適当と認めた者

(登録できる教育研究成果)

第6条 登録できる教育研究成果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する者が作成し、又は作成に関与した教育研究成果であること
- (2) 別表に例示する教育研究成果であって、登録者が登録を希望するものであること
- (3) 電磁的記録であって、情報通信網を通じて配信できるものであること
- (4) 使用者の別にかかわらず、閲覧、保存、印刷等（以下「利用」という。）ができるものであること
- (5) 法令及び公序良俗、並びに公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティポリシーに反しないものであること

2 前項各号に掲げる要件のほか、登録者の所属する部局が、登録できる教育研究成果の要件を定めている場合は、その例による。

(DOIの付与)

第7条 リポジトリに登録する教育研究成果には、原則として国際的に標準化された識別子である Digital Object Identifier（以下、「DOI」という。）を付与する。DOI を登録することにより、コンテンツを識別できとともに、リンク切れのない永続的なアクセスが可能になる。なお、DOI の付与は次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) DOI の番号は山梨県立大学図書館で管理するものとする。
- (2) DOI の番号は、ジャパンリンクセンターより割り当てられた番号（10.60388）

にリポジトリの ID を組み合わせたものとする。

- (3) 登録者は、別記様式 1 を提出することにより、教育研究成果に DOI を付与しないこともできるものとする。

(登録者の責務)

第 8 条 登録者は、次の各号に掲げる場合、登録の前に当該各号に定める許諾を得なければならない。

- (1) 著作権が複数の者に帰属している場合 すべての著作権者の許諾
(2) 研究成果の公開により、他者の権利を侵害する場合 その権利が帰属する者の許諾
(3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合 古書資料等を所蔵する者の許諾

(著作権)

第 9 条 教育研究成果が登録された後も、著作権は原著作権者に帰属する。

(教育研究成果の利用)

第 10 条 登録された教育研究成果を使用し、又は使用しようとする者は、著作権法（昭和 45 年 法律第 73 号）その他法令を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱)

第 11 条 登録した者の個人情報は、第 2 条に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて保有しない。

(登録の削除)

第 12 条 登録された教育研究成果を削除できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 図書館長
(2) 当該教育研究成果を登録した者

2 図書館長は、次の各号のいずれかに掲げる場合、登録された教育研究成果を削除することができる。

- (1) 登録した者が、別記様式 2 により申し出した場合
(2) 法令に反する場合
(3) 盗用・剽窃によることが明らかである場合
(4) 公序良俗に反する場合
(5) 前 4 号に掲げるもののほか、図書館長が削除が適切であると認めた場合

3 第 1 項第 2 号に掲げる者は、登録された教育研究成果の新しい版を登録しようとする場合、既に登録された当該教育研究成果を削除することができる。

(登録者の責任)

第 13 条 登録された教育研究成果の責任は、当該教育研究成果を登録した者が負う。
(委任)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

学術雑誌掲載論文、紀要論文、博士学位論文、図書、学術報告書、競争的研究費制度による学術論文及びその根拠データ（出版社版又は著者最終稿）、研究データ、データベース、教材、ソフトウェア、学会発表資料、その他公開可能な教育・研究成果

別記様式 1

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果の識別子付与除外申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項第 7 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、教育研究成果に識別子を付与しないことを申し出します。

1. タイトル

2. 著作者

3. 理由

別記様式 2

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果削除申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項第12条第2項の規定に基づき、削除を申請します。

1. タイトル

2. 著作者

3. 削除理由